平成２７年（フ）第８４７号
北海道北広島市西の里東３丁目５番地６
債務者　寺岡　史朗
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　道尻　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０号
釧路市愛国西１丁目22番13号　コーポ愛国201号
債務者　佐々木勝康
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８７号
長野県上田市緑が丘１丁目27番21号　Ｃ棟301号
債務者　中村　祐介
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　芳嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１０５７号
愛知県豊明市栄町南舘３番地1725　フレグランス栄Ｂ棟101号
債務者　中村　　貴
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　玲奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６５号
愛知県知多市八幡新町２丁目８番地の２　グランドール清水苑２Ｃ
債務者　大鹿　敦彦
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪内　友哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２１１号
函館市湯浜町14番１―407号
債務者　飛内　春人
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２１２号
函館市亀田港町34番16号
債務者　尾崎　珠美
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２５９７号
大阪市住吉区杉本２丁目31番13号　フォーシーズン40Ｄ号
債務者　杉本早由里
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７６号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号白雲寮
債務者　原　　正和
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９１号
大阪府東大阪市日下町３丁目６番18号、前住所大阪府東大阪市東鴻池町４丁目４番20―306号
債務者　大塚　孝志
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９５号
大阪市城東区放出西２丁目12番86―802号
債務者　近藤須実世
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１０号
大阪府高槻市富田町２丁目７番24号
債務者　竹上　　愛
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１５１号
大阪市住吉区杉本１丁目５番28―506号
債務者　奥山　千晶
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１６１号
大阪府吹田市高野台４丁目１番Ｂ71―305号
債務者　永田かほる
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３５６号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ２―509号
債務者　小山由美子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６１号
大阪府門真市三ツ島３丁目６番34号牧リハビリテーション病院、住民票上の住所大阪府門真市栄町28番８―404号
債務者　橋口　敏子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８２号
大阪府池田市栄本町６番15号、住民票上の住所堺市堺区宿院町東２丁２番22号　福本マンション205号
債務者　桑田栄美こと　**乗**田　栄美
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部